

ID: 131

担当部署: 町民課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町国民健康保険条例 第10条から第13条まで		
例 規 番 号	昭和34年 条例第10号		
<p>【根拠条文】</p> <p>第十条 この町は、世帯主が国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)第九条第一項若しくは第九項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第三項若しくは第四項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し、十万円以下の過料に科する。</p> <p>第十一条 この町は、世帯主又は世帯主であつた者が正当の理由なしに国民健康保険法第百十三条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、十万円以下の過料を科する。</p> <p>第十二条 この町は、偽りその他不正行為により保険税及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科する。</p> <p>第十三条 前三条の過料の額は、情状により町長がこれを定める。</p> <p>2 前三条の過料の徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して十日以上を経過した日とする。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 22 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日